

基調講演

これまでの信託、これからの信託

東京大学名誉教授 能 見 善 久



1. はじめに

本日は、信託法100年という記念すべき会において講演の機会をいただき、誠にありがとうございます。

この機会に、これまでの信託法100年を振り返り、また、これから将来の信託を見据えて、信託が「これまでに果たしてきた機能」および「これから果たすことが期待される機能」について話したいと思います。

2. 信託の果たしてきたこれまでの機能

まず、これまでの信託制度が果たしてきた機能ないし役割を取り上げたいと思います。

それは、なによりも、信託が他人の財産を

管理・運用するための基本的な法的仕組みを作り出し、これを日本に定着させたことです。これは、戦前の金銭信託、戦後の貸付信託、投資信託、年金信託などに見られるように、国民の社会・経済生活において、豊かさをもたらすことに大いに貢献しました。

信託による安全な財産管理においては、要となる点が2つあります。1つは、受託者に課せられる諸々の義務であり、とりわけ重要なのが利益相反行為などを禁止する忠実義務です。もう1つは、信託財産の倒産隔離です。これら2つが、安心できる財産管理制度を作る上での車の両輪となります。それについて考えてみたいと思います。

(1) 忠実義務

忠実義務は、受託者が自分の私的な利益を追求することを禁止することで、信託財産を守り、受益者の利益を保護する極めて重要な義務です。現在では、その必要性は共通の認識となっていますが、旧信託法（22条）には自己取引を禁止する規定は設けられたものの、一般的な忠実義務の規定はありませんで

一 目 次

1. はじめに
2. 信託の果たしてきたこれまでの機能
3. これからの信託で期待される機能
4. 専門受託者である信託銀行への期待

した⁽¹⁾。もっとも、信託法の起草責任者であった司法省民事局長の池田寅二郎は、英米の信託および信託法制度を詳細に調査し、「信任義務ないし忠実義務」が信託の要であることを十分理解していました。その考え方を反映して、信託法に先行する担保付社債信託法(明治38(1905)年)68条には受託者の公平・誠実義務が規定されました。しかし、信託法の制定(大正11(1922)年)に際しては、民法などの大陸法系の法制度の中で忠実義務を位置付けることは困難と考えて、一般的な忠実義務は規定されませんでした。その後も、法律全般におけるドイツ法の影響などもあり、英米法的な信認義務ないし忠実義務の考え方はずぐには広がりませんでしたが、信託法理の理解が深まる中で、忠実義務は受託者の義務の中でも中心的な義務として、信託関係者の間では理解されるようになりました。その背景の1つには、信託法の研究者だけでなく、日本の信託の実務界も、アメリカの信託実務を勉強し⁽²⁾、その法理についての理解を深めたことがあるのではないかと考えています。そして、ついに現行信託法(平成18(2006)年)のもとで、一般的な忠実義務が明文化されたわけです(信託法30条)。

この一般的な忠実義務に関しては、これからどのように展開するのか、いまだ法的に重要な問題がたくさん残されていますが⁽³⁾、ここでは忠実義務が果たした、より大きな役割について指摘しておきたいと思います。それは忠実義務が、信託制度を利用する委託者や受益者にとって、信頼できる制度であることを示したことです。また、それと同じくらい重要なことは、受託者の倫理性——これを「受託者精神」ないし「フィデューシャリー精神」と呼ぶことにします——を高めたことで

す⁽⁴⁾。

(2) 倒産隔離

次に、受託者の倒産からの隔離についてです。倒産隔離は、信託法の規定(現行信託法25条)によって認められているので、信託に関与する者にとっては、ある意味で当然のことと、信託とはそういうものだと考えられている側面があります。ただ、信託財産が受託者名義の財産であることを考えるならば、受託者個人の債権者による信託財産への強制執行を禁止することや倒産隔離の効果を認めることは、必ずしも信託法理から当然に出てくるものではありません。

実際、イギリスの信託法でも倒産隔離は直ちに認められたわけではなく、判例法の中でユースからトラストに発展してきたその長い歴史の中で徐々に認められてきた制度です。そういうこともあり、イギリスでは倒産隔離を法的・理論的に説明する法理は必ずしも発達しなかったのです⁽⁵⁾。これは皆さんからすると意外かもしれません、イギリスでは倒産隔離を説明するときには、受託者のフィデューシャリー・デューティー(信認義務)を根拠にして説明しています。例えば、受託者の債権者がその信託財産に対し強制執行してきたり、受託者が倒産したときにその信託財産が破産財団に組み込まれたりすることは、それによって受託者の個人的債務が弁済されることになるわけですから、信託財産で受託者が利益を受けることになります。これは受託者のフィデューシャリー・デューティーに反するという理由で倒産隔離の効果を説明しています。

わが国のような大陸法系の中にあっては、フィデューシャリー・デューティーの考え方

は浸透していませんでしたし、大陸法的な物権と債権を峻別する考え方方が根強かったので、受託者名義の財産について受託者の倒産からの隔離を認めることは、実はそう簡単ではなかったと思います。

旧信託法の制定に際しては、信託財産に対する強制執行は認めないと規定は設けられましたが⁽⁶⁾、破産の場合の倒産隔離の規定は当初はありませんでした。そのぐらい倒産隔離については慎重だったと言えます。信託関係者の間では破産の場合にも倒産隔離が認められるという考え方方が有力だったと思いますが、当時の資料などを見ると、破産法の学者たちの中には「破産の場合には倒産隔離はない」と言っている人たちもかなりいましたので、倒産隔離の考え方方が定着するまでには時間が少しかかったように思います。いずれにせよ、こうした流れを受け、いよいよ倒産隔離はどうしても必要だということで、現在の信託法の中には明確に、受託者破産の場合の倒産隔離の規定が入ったわけです。倒産隔離の機能は、法的に重要であるというだけではなく、これがあることによって信託財産を倒産リスクから遮断しつつ巨大な資産を運用することができます。金銭信託、貸付信託などを、人々は安心して利用できるという効果が信託の倒産隔離機能にはあったと思います⁽⁷⁾。

先ほど申し上げたように、現行信託法には倒産隔離効果が認められているわけですが、その法的な理論的根拠というと、なかなか説明が難しいところがあります。最近では大陸法系で信託法を設ける国がだいぶ出てきており、それらの国でも信託に倒産隔離効果を認めているのですが、それをどういう理論で認めるかについての比較法的な研究が盛んにな

ってきました。その中の一つとして、「責任財産」とは何かという基本に立ち戻って考えてみようという流れがあります。日本では各法主体が一つだけ責任財産を持っていると考えられていますが、スコットランドやフランスなどでは、責任財産を複数持つことができるという考え方があります (dual patri-mony)⁽⁸⁾。そうすると、受託者は、固有財産という責任財産と信託財産という責任財産の2つを持っている。信託は2つの責任財産を持つことを許容する制度だという説明ができるのです。日本はまだそこまで至っておらず、今のところ「信託財産の独立性」という言葉で説明していますが、理論的な根拠をさらに突き詰めていくと、責任財産についての考え方をどうするかという問題に行きつく可能性もあります。いずれにせよ、倒産隔離については理論的な研究が進んでいます⁽⁹⁾。

さらに、その研究とも少し関連しますが、信託以外の制度において倒産隔離は認められるのだろうかということも問題となります。ただ、信託法の分野でも、倒産隔離を認めるための条件（分別管理など）あるいはその理論的根拠については十分に詰められておりませんので、なかなか簡単に信託以外の制度に広げることはできません。しかし信託の研究が進むにつれ、ほかの制度においても認めることが理論的に正当化されるようになることが考えられますので、この分野においても信託から発信して、社会のほかの制度に貢献することが期待できるのではないかと思います。

3. これからの信託で期待される機能

次に現在、それから、今後の信託で注目される機能について話してみたいと思います。

これも本当にたくさんありますが、本日は3つに絞りたいと思います。

(1) 「時間的ギャップの克服」をする機能

1つ目は、時間的なギャップを克服する機能についてです。どういうことかと言いますと、例えば、現在、財産を処分することを計画している人がいたとします。ただ、現在それに着手して計画を確定したいけれども、財産が実際に処分されるのは将来の時点を狙っているとします。このような場合には、現在の計画着手と将来の現実処分までの間に時間的なギャップがあるわけですが、信託を使うと、そのギャップをうまく克服して、現在の計画着手を確実に将来の処分につなげることができるというものです。

改めて説明するまでもないのですが、このような機能はこれまでの信託の中でいろいろ使られてきました。例えば年金信託においては将来の給付のために現在積み立てているわけですから、まさに現在と将来の時間のギャップをつなげているわけです。ただ、年金信託は単に将来の処分だけを狙っているわけではなく、将来の処分に至るまでの間、現時点では資産を運用して増やすことも行っているので、あるいはそちらの方がウェイトが大きいかもしれません、両方の機能があるのだと思います。しかし、近年増加している遺言代用の生前信託になると、資産承継、すなわち将来の処分の部分のウェイトが大きくなってきます。将来の処分までの財産の管理も重要な部分ですが、遺言代用生前信託はまさに将来の処分に重点をおいた信託であると思います。

もっとも、こうした将来の財産処分は、別に信託を使わなくてもできます。期限や停止

条件付の財産の処分であるとか、将来債権の譲渡が認められているように将来の財産処分も、民法で可能だと考えられています。ただ、現時点の計画着手と将来時点での処分の間に長い時間的なギャップがありますと、その間に発生する不測の各種出来事への対処などから将来の処分が不安定になる可能性があります。ところが、信託のよくできたところは、現在と将来をつなぐ中間のところに受託者がいることです。現時点で受託者に財産を移転し、受託者はその財産を管理し、そして将来の処分につなげることができます。このように受託者という確実な中間項があるために、信託は時間的なギャップを克服する上で最適な制度であると私は思います。

今後、信託は民事信託を中心にこのような機能をさらに発揮するのだろうと思います。ただ、将来の財産処分を目的とする信託の典型である連続受益者の信託などは、まだそれほど使われていません。進展を期待したいと思います。また、この時間のギャップを克服する機能を使う信託は、民事信託に限られるものではなく、会社の経営権の信託であるとか、それ以外の商事分野の信託においてもいろいろ工夫することで使う余地があるのではないかと考えており、もっと広くこのような機能が使われることを期待したいと思います。

(2) ネットワーク型信託における財とサービスの結合

2つ目に、信託をサービスのネットワークのハブとして使う機能があります。信託とは、伝統的には委託者が財産を受託者に移転し、受託者がこれを信託財産として管理・運用・投資するものです。最近、信託を使って財産を移転して受託者に管理・運用等してもらう

けれども、委託者・受益者としては信託財産を使って、あるいはそれに関連して、各種のサービスを受けたいというニーズが広がってきているのではないかと思います。既に信託実務の中ではこうしたことが行われているかもしれません、まだだとしても検討されているのではないかと思います。

例えば、信託財産を財源にして、受託者が受益者である高齢者のために、その生活の場としての居住施設を手配したり、受託者が外部と契約して社会福祉サービスの提供を高齢者が受けるといったものです。このようなサービスは信託銀行自身が提供する必要はなく、受託者としては外部の専門業者に受益者へのサービス提供を委託すればよいわけです⁽¹⁰⁾。信託財産とそれを管理する受託者を中心において、受託者が各種のサービスを専門とする外部の業者と契約し、それらのサービスを受益者に提供する。まさに信託が各種サービス提供のネットワークをつくり、そのハブとなって財とサービスをつなげるという機能を利用する信託がこれから発展する余地があるのではないかと考えています。

ただ、信託銀行からすると、社会福祉サービスなどは銀行の本来の業務ではありませんから、それを外部に委託してネットワークのハブとして全体を管理するだけでも、相当な負担になるという問題があります。超えるべきハードルはまだたくさんあると思いますが、財とサービスをつなげる、こうした場面で信託は極めて重要な機能をこれから果たすだろうと考えています。

これは、民事信託あるいは商事信託の分野に限られるものではありません。実は、私がもう少し発展しないかと思っているのは公益信託の分野です。現在の公益信託は、ほとん

どが信託財産から公益活動に財政的に支援するという助成型の信託です。しかしながら、たとえば環境保護を目的とする公益信託において、受託者が信託財産をファンドとして管理しますが、外部の専門家たち、環境保護の活動家あるいは環境保護の研究者などをネットワークでつなげるということができないか。また、信託自体も啓蒙活動に従事したり、ネットワークで達成できた成果を社会に還元する活動をする。そのような役割を信託が果たすこともできるのではないかと思います。

現在、公益信託の分野では、特に自然保護などの分野では活動の基になるお金も足りないし、活動に従事する人たちも人材不足で苦労しているということがあります。そうした中で信託を使って財と公益的なサービスをつなげる役割を信託が果たすことは、社会にとって大きな意義があることであり、人々の期待に応えることになるのではないかと思います。

(3) 新種財産のマーケット化（新種財産の発掘・利用・流通・投資）

3つ目に、新種財産のマーケット化という機能が面白いと思います。これは情報の信託の問題にも関連しており、難しいテーマなのですが、現在の時点で私が考えていることをお話ししたいと思います。

まず、「新種財産のマーケット化」という言葉ですが⁽¹¹⁾、新種の財産を流通させたり、投資の対象にしたりすることを意味します。これだけであれば、新種財産を扱うマーケットを作ればよいわけですが、実は信託を使うことによって、そもそもマーケットに乗りやすい新種の財産を作り出すことができるということがあります。たとえば、情報などを流

通・投資の対象とすることができるような形に作り替える。そのような意味で新種の財産を作り出す。そういう機能が信託にはあるのではないかと思います。このような意味を「信託による新種財産のマーケット化」という言葉の中に含めて考えています。

要するに、そのままでは使いにくい財産は世の中にたくさんあるわけですが、それを使いやすい財産に変えるために、信託によって財産を受益権化することで使いやすくする。こういう機能が信託にはあるということです。もっとも、これは従来から、信託の「財産転換機能」と言っていたものと基本的には同じことです。流通しにくい不動産を信託で流通しやすい受益権に変えるというのと本質的には同じです。土地・建物などを流通させたり、投資の対象にしようとするときに、不動産のままでは、対抗要件としての所有権移転登記が必要であったり、万一、売主に処分権限がなかった場合には取引が無効となったりして、「迅速な取引」や「安全な取引」というものが十分実現できません。これは、不動産という重要な財産については、「取引の動的安全」を多少犠牲にしても、「静的な安全」を重視することからくるものです。しかし、不動産を信託し、「信託の受益権」を譲渡や投資の対象にすると、信託設定段階は別として、設定後は今述べた不動産に伴う各種制約がなくなります。なぜなら信託した後で取引されるのは、不動産そのものではなく、信託受益権だからです。その受益権を証券化すれば、一層流通が促進されます。不動産のREITも、この原理を用いていることになります。

このような信託の機能を、「情報」のように、使い方次第で相当な利用価値があるものの、

いろいろな制約から利用・流通・投資が困難であるものについても使えないか、というのが現在の課題です。情報はそのままでは扱いにくいものです。しかしながら、情報をうまく使えるような形に変えることができると、情報は非常に重要な価値を有するようになります。単に経済的な価値だけでなく、使用する上での使用価値も出てくると思います。このような使いにくい財産を、信託を使って使いやすい形に変える。あるいは流通や投資の対象にできるように変える。こういうことを信託はできるのではないかということです。

情報についてはいろいろな制約があるわけですが、どういう点が問題となるか、いくつかの観点から整理してみたいと思います。

第1に、例えば、個人情報を各個人が持っているとしても、ただ持っているというだけでは、まだその情報は使えません。情報を使えるようにするためにには何らかの仕組みが必要です。また、情報によって異なりますが、多くの情報は、単独の情報では利用価値が少なく、たくさんの情報をまとめないと利用価値が生まれないという場合もあります。このような場合に、信託の仕組みを使って「情報の集合」を作ることができると、情報の使用価値を作りだすことができるのではないかと思います。信託を使えばたくさんの情報が集まるというわけでもありませんが、信託の信頼性と利便性によって多数の情報をまとめらる一つの器になる、すなわち「情報の集合」を作りだすことができるのではないかと思います。そして、これを信託財産として管理することで、信託は情報を利用するための仕組みとして機能することになると思います。

第2に、情報の中には誰でもアクセスできる情報が結構たくさんあります。個人情報で

あっても、他の人がそれにアクセスすることは、それが違法かどうかは別として、可能だという場合がいくらでもあります。ましてや会社の名前や事業内容などの公開されている情報や自然の風景・地形などの情報は、誰でもアクセスできるものです。誰でもアクセス可能なこうした情報は、排他的な管理が困難です。仮に、これら情報を信託したとしても、受託者としては信託財産である情報の排他的な管理が難しいことがあります。排他的管理ができないと、情報の利用価値はともかく、経済的価値を作り出すことが難しいということになります。そのような特徴がある情報について、どうすれば信託を用いて意味のある使い方ができるのかが大きな問題です。この点については、後ほど詳しく触れたいと思います。

第3に、個人情報のうち一身専属性の情報、すなわち、個人情報保護法で要配慮個人情報と呼ばれているものについては、そもそも譲渡はできないと考えられています。譲渡ができないとすると、その情報を他人に使わせるときにどのようにするのか、これを信託するときにどうするのか、ということが問題となります。この点も、信託としてはクリアしなくてはいけません。

以上のように、情報に関してはいろいろ制約がありますので、これにどう対処するか。信託を使えば全て解決するわけではありませんが、信託が一つのモデルを提供することができるかもしれませんとおもいます。先ほど挙げた色々な制約について、信託としてどのような対応ができるか、考えてみます。

第1点目は、情報利用のためには一定の仕組みが必要だという点でした。これは情報の種類によっておそらく違うのだろうと思いま

す。個人情報とそれ以外の情報とが区別できますが、実際に需要が多い個人情報に関して言えば、これは更に、その扱いが難しい一身専属性の情報と一身専属性がない情報とがあります。例えば体重や血圧などのような個人情報については、一身専属性の情報ではないと考えられます。一身専属性の情報を利用する仕組みとしては、現在、委任契約を使いたいわゆる情報銀行というものが先行しています。これは信託を使っても似たことができるのですが、信託を使う場合には、これら情報を受託者に信託財産として移転することが必要になります。ただ、その場合に、受託者に移転するのは何か、信託財産となるの何かという点を明らかにする必要があります。信託財産となるのは、情報そのものなのか、情報についての何等かの権利なのか、それ以外の何かなのか、などです。この点が委任を使う制度と信託の違いです。委任の場合は、受任者がそれを利用できさえすればよく、その対象が何であるかを問題にする必要がありません。信託ではそう行きません。こうした情報の信託の問題については、第2の問題とも関係してきますので、そこでまた触れます。

第2点目は、排他的な管理が難しい情報についての信託はできるのかという問題です。これは信託が設定された後の管理の問題ですが、信託財産が何かということにも関連します。そこで、前述のように、そもそも信託を設定する段階で、情報の信託というときに何が信託財産になるかを解決する必要があります。例えばビットコインのような暗号資産も情報ですが、これはブロックチェーンを使っている場合には、その暗証番号（秘密鍵）で排他的に管理することができ、これを受託者に移転する仕組みを考えれば、ビットコイン

を信託にすることには問題がないと思います。そして、信託設定後の排他的管理にも問題がありません。ただ、これはいわば情報そのものの信託というよりは、情報をロックチェーンという形の媒体に乗せ、それを信託しているものです。ICチップに情報を載せて信託するのと同じようなものです。ただし、信託されているのは単なる媒体ではなく、その上に情報が乗っかっています。しかも、その情報の部分に価値があります。こうした「媒体プラス情報」の形なら、その移転も排他的管理も可能であることは異論がないでしょう。ところが、こういった媒体を使わないで情報そのものを信託しようとなると、難しい課題があり、いろいろな考え方があります。

一つの考え方は、日本では無体物である情報については所有権という言い方はできませんが、仮に、情報についても所有権を認めるという立場をとるならば、情報の所有権を受託者に移転して信託を設定するということが問題なく言えます。しかし、ドイツ民法の立場を引き継いだ日本の民法は所有権の対象となる「物」を有体物に限っていますので、現在のところ、情報の所有権という概念は認められません。情報の上の物権も認められません。これが日本ではネックになっています。

しかし、諸外国には、異なる考え方もあります。ローマ法は「物」を有体物に限定していました⁽¹²⁾。債権も「物」に含まれます。無体物に対しても所有権的保護が認められていました。こうしたローマ法の伝統を引き継いでいる国もあります。たとえば、19世紀初頭に制定されたオーストリア民法典は、現在の民法典の規定でもそのままなのですが、「物」には無体物も含まれるとし、無体物に所有権も認めます。従って、債権の上

にも所有権を認めるという面白い民法典なのです。同法典はその制定当時は、ドイツ民法学の泰斗であるサヴィニーという学者から痛烈に批判されたのですが、今日、無体物が重要になってきたことを考えると、結果的に大変現代的な規定を持った法典であったということが言えます。現在の学説・判例については十分調べていませんが、こうした特色のある民法典を基礎にして情報の扱い方についても面白い考え方が議論されているのではないかと思います。

いま申し上げたように、日本法のもとでは情報についての所有権や物権を考えることはなかなか難しい。そこで、2つの目の考え方として、例えば個人情報の場合について言えば、情報そのものはそれが帰属する委託者にとどめ、その情報を利用する債権を受託者が取得するということが考えられます。この場合には、委託者が債務を負い、受託者が情報を利用する債権を取得することになりますが、このような形で信託を設定できるのかについては、信託法3条1号との関係で異論があるかもしれません、私は可能ではないかと思います。

情報を何とか信託に載せることができるとすると、次にそれをどのように管理するかという問題が生じます。情報は、先ほど申し上げたように、排他的な管理はなかなか難しい。受託者に情報利用の債権しかないとなると、情報そのものは委託者のところにあるので、せっかく信託がその情報利用権を得ても、他の第三者が委託者から同じ情報を取得することを完全に防ぐことは困難です。その意味で情報については、排他的な管理は難しいと言えます。しかし、ここで排他性がないというのは、第三者が信託財産となっている情報と

同じ情報を他から入手できるという意味であって、受託者が信託財産として管理している情報そのものを他人が勝手に使えるという意味ではありません。これは受託者の適切な管理によって防げます。しかし、そうは言っても、受託者が管理している情報と同じ情報を他人が自由に入手できるとなると、そのような信託財産の経済的価値はあまりないかもしれません。受託者としては、情報をたくさん集めて「情報の集合」を作ることができれば、そのような「情報の集合」はそう簡単にまねすることができますが、それはできませんので、排他的管理を実現することができます。ただ、それには信託としても相当なコストをかける必要があるのが難点です。

仮に、排他的管理が困難であるとすると、受託者の有する情報利用権からなる信託財産は投資などには向かないかもしれません、信託としては「情報の集合」を作り、あるいは、情報を使いやすい形で管理することで、情報についての使用価値を高めることは可能だと思います。そのような意味で、その情報を利用する仕組みとしての「情報の信託」ができるることは、それなりに大きな意味を持つのではないかと思います。

この方向をさらに発展させますと、商事の信託としても可能性はありますが、それ以上に民事信託あるいは公益信託として「情報の信託」が大きな役割を果たすのではないかと考えています。

次に、第3点目の課題として挙げた一身専属的な要配慮個人情報の信託について考えてみます。この種の情報は、一身専属的な情報ですから、そもそも譲渡ができないという意味で、信託の設定の段階で障害があります。しかし、譲渡できない情報でも、それを

利用するという権利を考えることはできますので、その利用権を信託財産とすることで信託に乗せることは可能でしょう。ただ、こうした一身専属的な情報に関しては、その情報の特徴として、その情報については本人が基本的なコントロール権を持っており、そのコントロール権を制約することはできないと思いますので、一身専属的情報が帰属する委託者等はいつでもそのコントロール権を行使して、その信託財産から自分の情報を取り戻したり、その利用を止めることができます。そうすると、このようなタイプの情報の信託は非常に不安定になりますので、その信託受益権を流通させたり投資の対象にするのは難しいかもしれません。しかし、先ほど述べたように、民事的ないし公益的な目的で、情報を利用することを主眼とする信託ならば、一定の利用が考えられるでしょう。私自身、情報についてはあまり勉強していませんので、きわめて雑駁な話しかできませんが、何かの参考になればと思います。

信託の機能という観点からは、情報の信託というのは、信託による財の転換機能を生かして、使いにくい財産を使いやすい形に変えるということになります。このような転換機能は、情報以外にもそのままでは使いにくい財はたくさんありますので、そういうものに対して信託を使って使いやすい形に変える、受益権化するということが考えられます。例えば、もう既に信託として動き出している排出権などもそうです。排出権そのものは扱いにくくとも、排出権を信託して信託受益権に転換することで、その小口化が可能になり、流通をしやすくなると言われています。このような信託の機能はほかにも色々なところで発揮できるのではないかと思います。

4. 専門受託者である信託銀行への期待

これからの信託の発展にとってとりわけ重要なのが受託者の資質です。これまで、信託会社および信託銀行は、受託者としての専門的な能力を高め、受託者精神・フィデューシャリー精神を育んだことで信託を信頼できる制度として発展させてきました。これからの信託を取り巻く状況は、経済的な競争や社会自体の中に色々な利害が対立があることから、一層の困難が予想されます。そのような中で信託が利用され、受託者が誠実に義務を果たすことが要求されますので、受託者の専門性と受託者精神はますます重要になります。このような認識を持って、信託銀行を中心とした信託業界がますます発展し、信託が社会に一層貢献することを期待したいと思います。

以上で私の話を終えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

【注】

- (1) 姜雪蓮『信託法における忠実義務の展開と機能』48頁以下（信山社、2014年）。特に池田寅二郎の信託理解について詳しい分析がされている（27頁以下）。
- (2) 実務家による論文として、伊藤宏「信認関係について」復刊信託5号2頁以下（1950年）。
- (3) 一般的忠実義務（信託法30条）の適用範囲、その違反の効果などが1つの問題。もう1つは信認義務を信託以外のどこまで広げができるかという問題がある。
- (4) G.T.スティーブンソン著、三菱信託銀行フリース伝研究会訃『先駆者F.H.フリースの生涯』（東洋経済新報社、1993年）。論文発見の経緯について、林宏「ある信託マンの伝記に想う」信託169号2-4頁（1992年）、林宏「ある信託マンの伝記に想う（続）—伝記翻訳の後日譚—」信託180号2-4頁（1994年）参照。
- (5) イギリス信託法が、受託者の信認義務に反するとして、信託への強制執行や破産財団組み入れを認めない（倒産隔離機能）ことを導くことについては、姜雪蓮「受益権の法的性質—『信託構造との関係で』」学習院大学大学院法學論集28号111～155頁（2021年）。
- (6) 信託の倒産隔離については、加毛明「受託者破産時における信託財産の処遇（一）一二つの『信託』概念の交錯」法協124卷2号394頁以下（2007年）。受託者の債権者等に対する信託受益権の対外的効力のイギリスにおける歴史的展開については、姜雪蓮＝能見善久「受益権の性質と対外的効力—その歴史的展開」能見編著『イギリス信託法の分析と示唆』1～48頁（トラスト未来フォーラム研究叢書、2022年11月）。旧信託法のもとで、破産については、受益者等による信託財産の取戻権を認めることに破産法学者からの反対があったことについては、三淵忠彦「信託財産に関する二三の問題について」信託協会会報2卷4号51頁以下（1928年）。
- (7) 昭和2（1927）年の金融恐慌では信託会社の金銭信託の残高はかえって増えたが（信託協会会報2卷臨時号1頁以下（1928年）における米山会長の挨拶、三土大蔵大臣の演説を参照）、必ずしも信託の「倒産隔離」を意識したからというわけではなかったようである。
- (8) 渡辺宏之「スコットランドにおける“信託”的概念と欧州における信託導入への展望」信託法研究32号35頁以下（2007年）、姜・前掲（注5）129頁以下。
- (9) 責任財産の分割については、Valsan (ed.), *Trusts and Patrimonies* (2015) 参照。姜・前掲（注5）127頁以下に比較法的分析がある。
- (10) 能見善久「人生100年時代の資産の管理・承継—信託を活用する」駒村康平編著『みんなの金融』232頁以下（新泉社、2021年）。
- (11) 情報のマーケット化とデータ所有権の関係について、Florent Thouvenin, Alfred Früh, Alexandre Lombard, Eigentum an Sachdaten: Eine Standortbestimmung, Schweizerische Zeitschrift für Wirtschafts- und Finanzmarktrecht 2017, pp.25-34. 但し、信託について論じるものではない。
- (12) 能見善久『法の世界における人と物の区別』41頁以下（信山社、2022年）。